

農地等利用最適化推進施策の改善に関する

意 見 書

令和7年8月8日

五泉市農業委員会

日頃から、五泉市の農業振興について積極的な取り組み並びにご尽力を賜り、当農業委員会の活動、運営につきましても格別なるご理解とご協力をいただき、心から感謝を申し上げます。

さて、農業を取り巻く環境は、農業従事者の高齢化が進み、後継者・労働力不足、食料自給率の低迷など、非常に厳しい状況が続いております。

さらに、近年、気候変動による農作物への被害や有害鳥獣による農地等への被害が増加している状況で、持続可能な農業を脅かす要因となっています。

また、世界的な経済情勢により、多くの農業資材の価格が高騰し、農業経営に深刻な打撃を与えています。

このような中、当農業委員会では、農業委員会の最も重要な業務に位置付けられている「農地等利用最適化の推進」に向け、農業委員、農地利用最適化推進委員が連携し、農地の集積・集約化、遊休農地発生防止等の活動を行っております。

五泉市においても、農業委員会や地域の関係機関と農業者が協力して「協議の場」を重ね、令和7年3月に、将来の農地の利用状況を明示した目標地図を含めた「地域計画」を策定しました。10年後の農地利用の将来像となる「地域計画」の実現に向け、今後もブラッシュアップを行いながら、完成度を高めていくことが求められます。

これらの課題解決に向けた施策を企画、実行していただき、農業所得の向上と農業経営安定化を図り、持続可能な地域農業の確立に向けた取り組みをお願いいたします。

つきましては、令和8年度の予算編成にあたり特段のご配慮を賜りますとともに、国・県に対しても早急な施策の展開を強く求めていますよう、農業委員会等に関する法律第38条第1項の規定に基づき、意見書を提出いたします。

令和7年8月8日

五泉市長 田邊 正幸 様

五泉市農業委員会
会長 松尾 タカ子

農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見

1、国・県に対する意見（意見の上申を求めるもの）

《国に対する意見》

(1) 国の政策の見直し等について

- ① EUでは小規模農家に対して所得補償を行い、米国では政府が農産物の価格保証で農家を支えている。日本も食料安全保障の確保の意識を強く持ち、食料の安定供給に向けた、農家が安心して農業経営を維持していくための所得補償制度を進めてほしい。
- ② 農地の集積・集約を図る上でも、圃場整備事業が急務となっている。農地利用の最適化という目標を達成するため、生産性の向上を図るための重要な事業として、要望のある地域に対して、広く事業が採択されるよう取り組みを行ってほしい。

《県に対する意見》

(1) 河川の維持管理について

これまでも要望してきたが、雑木の伐採、除草、堆積土の除去など継続的な維持管理をしてほしい。大雨で河川が氾濫した際に農作物への被害が危惧されるだけでなく、人命にかかわるような危険な場所もあり、災害が起きてからでは遅いのではないか。

特に、桑山川、道作川、滝谷川、牧川、辻川、五部一川、能代川について、危険個所が散見される。害獣等の通り道となり農作業に危険を感じることや、動物のすみかとなるため、早急な対応をお願いしたい。

(2) 補助制度の見直しについて

農業機械の購入費補助など、県の補助制度は提出書類が多く、申請に手間がかかるため、手続きの簡素化を図ってほしい。申請手続きが円滑に進むよう、申請までのサポートについて、個人に対しても手厚く行ってほしい。

2、五泉市農業施策に関する意見

(1) 遊休農地対策について

農業従事者の高齢化が進み、後継者・労働力不足などの理由から、農地を適切に保全管理していくことが難しくなっている。農業委員会でも農地パトロールや利用意向調査等を行い、遊休農地解消に向けた取り組みを行っているが、これまでのやり方だけでなく、あらゆる取り組みが必要だと感じている。

農福連携による農業従事者の確保や、ボランティア等を募って、農作物を作りフードバンクへ寄付を行ったり、花を植えたりというような遊休農地活用について、関係機関が協力して、それぞれの分野で取り組みが行えるような体制づくりをお願いしたい。

(2) 農業支援の新設・拡充について

気候変動や農業用資材等の価格高騰など、農家の経営は非常に厳しい状況が続いている。農地の集積・集約化を図る上でも、農業機械の購入や施設の修繕など経営支援に繋がる制度の新設や拡充をお願いしたい。具体的には以下のような取り組みを検討してほしい。

①認定農業者の補助金の上限が100万円（経費500万円の20%）だが、農業機械の大型化や価格高騰が進み、経費の増加に伴い、補助額上限を200万円（経費1,000万円の20%）として欲しい。

②農家に対しての各種補助制度について、担い手以外の農家も制度の恩恵が受けられるよう、補助制度の柔軟な運用をお願いしたい。

③農地の集積・集約化を進めるにあたり、農機具入替の必要性も増加している。補助制度を見直し、年に複数回申請が行えるようにするなど、補助の機会を拡充してほしい。

④農地を管理する上で必要な草刈り等の作業について、農業従事者の高齢化や労働力不足などの理由から十分な管理ができない農地が増えてきている。優良農地を守るためにも、農地管理に必要な草刈り作業について、補助制度を設けて遊休農地が増えないような取り組みを行ってほしい。

⑤高温・渇水時の対策は、対症療法的に行う一般的・臨時的なものではなく、もはや恒常的なものとして、平時からの備えが必要な状況である。各経営体が不安なく生産活動を継続できるよう、関係機関と連携を強化し、ソフト・ハードの両面で、多角的な支援体制を確立してほしい。

(3) 新規就農者支援について

遊休農地解消のためには、新規就農者支援の取組も重要である。セカンドキャリアも含めた新規就農者支援については、資金面や技術習得、農業経営開始後のサポートなど支援内容が多岐にわたるため、関係機関と協力しながら就農に向けたサポートを行なうことが必要である。新規就農者が安心して支援を受けられるよう、市が主導となった支援体制の構築をお願いしたい。

(4) 有害鳥獣対策について

有害鳥獣による農地、農作物等の被害が増加しているため、被害対策事業の拡充等をお願いしたい。具体的には、駆除を行う猟友会に対する日当の増額や電気柵等導入支援の拡充、イノシシにより破壊された畔の復旧費用に対する補助事業の新設をお願いしたい。

(5) 害虫駆除に伴う畦畔焼きの作業について

農作業の一環として、害虫やネズミ駆除のため、春作業前に行う畦畔焼きを行いたい。屋外での焼却行為は法律で原則禁止されている。

施行令による例外規定に、「農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却」とあり、県外では今でも行われているところもあるが、畦畔焼きを例外規定にある「やむを得ない焼却」として行うための条件等があればご教示いただきたい。

3、その他の意見

(1) 国・県への意見要望について

毎年要望している「農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書」に対しての、国や県の反応が知りたい。せっかく要望した意見が言って終わりにならないように、出来なくても、どうしてもできないのか理由も含めた回答がいただきたい。